

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年3月18日(月)		開催場所	本庁舎 2階特別会議室		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時40分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	欠席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	阿久津 正浩
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農 業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第109号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第110号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第111号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第112号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第113号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第114号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第115号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第116号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
議案第117号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について					
議案第118号	さいたま市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・買受適格証明願（市街化区域の農地転用）について ・2a未満農業用施設の届出について ・農地法第5条許可の取消について 					

<p>1 開 会 浅子会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和6年3月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>本日は第1地区会長職務代理者である西澤委員が欠席しておりますので、第2地区会長職務代理者である私が進行を務めます。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 浅子会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名のうち西澤委員が欠席していますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p> <p>事務局に確認します。</p> <p>本日、傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現時点では、傍聴希望者はありません。</p> <p>ただし、これから希望者が現れた場合、随時入室する場合がありますので、ご承知おきください。</p>
<p>3 署名委員の指名 浅子会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号3番 小林 委員 議席番号4番 長島 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議	<p>長 それでは議案審議に入らせていただきます。議案第118号、さいたま市農業振興整備計画の変更に対する意見について審議いたします。</p> <p>本日は、参考人として、担当部署の農業環境整備課、関係課の都市計画課及び産業展開推進課が待機しておりますので、議案第118号を先に審議いたします。それでは、農業環境整備課、都市計画課、産業展開推進課の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—農業環境整備課、都市計画課、産業展開推進課入室—</p>
議	<p>長 本日は、大変お忙しいところ「さいたま市農業委員会月例総会」に御出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、議長を務めております浅子と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、恐れ入りますが自己紹介をお願いいたします。</p>
農業環境整備課	<p>農業環境整備課長の小椋と申します。本日はよろしく願いいたします。同じく農業環境整備課の高見沢と申します。同じく農業環境整備課の新井と申します。</p>
都市計画課	<p>都市局都市計画課の根上と申します。よろしく願いいたします。</p>
産業展開推進課	<p>経済局産業展開推進課の水嶋と申します。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。それでは、はじめに農業環境整備課長からご挨拶いただきます。</p>
農業環境整備課長	<p>農業環境整備課長の小椋でございます。この度は、農業委員会の月例総会に参加させていただきありがとうございます。</p> <p>さて、本総会では「さいたま市農業振興地域整備計画の変更」について審議に諮らせていただくこととなりました。整備計画の変更に際しましては、本総会において、地域の農業をよく知る委員のみなさまのご意見をいただき、検討することが大変重要であると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。続きまして、農業環境整備課から「農業振興地域整備計画の変更手続きの概要」について、説明いただきます。</p>

農業環境整備課	<p>それでは、「さいたま市農業振興地域整備計画の変更」の概要について説明させていただきます。</p> <p>市では「さいたま市農業振興地域整備計画」において、農用地区域を指定しております。</p> <p>本案件は、農振法第13条2項の規定により当課が通常行っている年2回の協議除外による整備計画の変更とは異なり、農振法第13条1項の規定により埼玉県が農業振興地域の区域変更を行うことに伴う整備計画の変更という位置づけとなります。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更するときは、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の二」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされております。こちらの意見を聴くこととは、農業委員の皆様にも、計画変更による周辺農業への影響や隣接する農地等に問題がないかなどを確認いただくこととなります。計画変更の内容に特に問題がないと思われる場合には、「意見なし」となります。</p> <p>以上で、「農業振興地域整備計画の変更」の概要説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>それでは、番号1番の議案説明について、農業環境整備課よりお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>それでは、番号1について説明させていただきます。議案書は114ページです。</p> <p>「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。「計画変更の目的」ですが、ここで、次のページ115ページの案内図を見ていただけますでしょうか。図の中で、外枠で囲まれている「さいたま市都市計画宮前地区 産業集積拠点 計画地」という部分が、市街化区域へ編入され農業振興地域から区域が外れる箇所となり、それに伴い農振除外される農地が、「農振除外申出地」と表記され囲まれている部分となります。はい、それでは前のページ114ページに戻っていただきます。</p> <p>申出地の面積ですが、こちらは計画地内の土地のうち、農振除外を行う農地のみ、公簿面積にて表記しております。</p> <p>次に、「計画変更の目的」ですが、先ほど図にて説明させていただきましたとおり、「市街化区域への編入による農業振興地域の区域変更」で、その「理由」は「産業集積拠点事業によって都市計画の区域区分を変更するため」です。</p> <p>続いて、「周辺農地への影響」等について説明させていただきます。まず「周辺農地への影響」につきましては、市街化区域に編入される計画地は、「区画道路、国道16号及び県道大谷本郷（おおやほんごう）さいたま線、また河川（宮前川の支川（しせん））に囲まれているため周辺農地には影響が無い」ものと思われ、また、地区内には用排水施設は存在しないため農業施設への影響はございません。そのほか、当該地区内の農業従事者の方々の意向については、地区内での営農継続の意向はないと確認しております。</p> <p>以上より、本計画変更による周辺農地への影響は無いものと思われ、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは担当委員である清水友清委員、何か意見はありますか。</p>

清水友清委員	農業環境整備課の職員3名と共に現地確認を行いました。現地を確認しましたところ、作付けはされていませんでしたが耕耘されていました。当該地については、国道16号、県道大谷本郷さいたま線、区画道路などの道路及び宮前川の支川である河川に囲まれているため、市街化区域に編入されることによる周辺の営農への影響は問題ないものと思われま
議 長	それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。
井原委員	今回の計画地の大部分が農振農用地となっているんですが、地図の中の農振農用地以外の部分については白地農地という認識でよろしいのでしょうか、また川通地区においても同じような計画が進んでおりますが、川通地区の計画地において白地農地が入っているかどうか教えていただけますでしょうか。
農業環境整備課	計画地の中で、農振除外申出地以外の部分につきまして、農地については白地農地でございます。また、計画地については農地以外にも宅地、道路、雑種地が含まれております。 川通地区については、計画地に青地農地と白地農地がともに含まれておりますが詳細はまた改めてご説明をさせていただきます。
議 長	他にございますでしょうか。 質問がないようですので、農業環境整備課、都市計画課及び産業展開推進課職員の退室を求めます。本日はありがとうございました。
議 長	—農業環境整備課、都市計画課、産業展開推進課退室— それでは採決に入りたいと思います。 議案第118号について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成でありますので、意見なしとして決定いたします。

議	<p>長 続きます。議案第109号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>本日は参考人として見沼田圃政策推進課が待機しておりますので、番号5番を先に審議いたします。それでは、見沼田圃政策推進課の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—見沼田圃政策推進課入室—</p>
議	<p>長 本日は、大変お忙しいところ「さいたま市農業委員会月例総会」に御出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、議長を務めております浅子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、恐れ入りますが自己紹介をお願いいたします。</p>
見沼田圃政策推進課	<p>都市局見沼田圃政策推進課の馬上と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。それでは、担当委員からの議案説明の後に、見沼田圃政策推進課から補足説明をいただきます。</p> <p>番号5番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号5番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、①浦和大学の西1.1km②さいたま市立病院の北300mに位置する、畑の広がる地域の畑です。</p> <p>本案件は、農地法第3条不許可の例外（農地法施行令第2条第1項ロ）に該当します。そのため、申請外農地の耕作状況及び従農人数、従農日数は審査対象外です。</p> <p>作付計画は、モリンガの予定で問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどお願ひいたします。</p>
議	<p>長 説明が終わりました。続きます。見沼田圃政策推進課より、補足説明をお願いいたします。</p>
見沼田圃政策推進課	<p>事業内容についてですが、見沼田圃基本計画アクションプランという市で策定しております事業に基づき実施されているものでございます。見沼田圃の特に農地におけるグリーンインフラ機能を活用していこうということの一つとして、県の公有地を使いまして脱炭素等に関する農地の機能を明らかにしていこうという事業でございます。県内の大学の研究会と市内の企業と相談し、二酸化炭素の吸収量が非常に多いと言われているモリンガという植物の実際の二酸化炭素吸収量やその幹や枝を utilisated バイオマスの製造などについても研究していきたいと考えております。事業としては5年ほどを見込んでおります。詳しくは4項目に及ぶ研究内容となっておりますが、ドローンなどの最新機器を使いまして植物の生態や二酸化炭素吸収量を研究していきたいと考えております。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>モリンガ自体の説明をお願いいたします。</p>

	見沼田圃政策推進課	モリンガはインド北部の原産の植物と言われております。通常であれば単年草ではありませんが、日本の気候、特に寒さに弱いということということで、日本では越冬することができません。そのため単年での栽培ということになっております。
議	長	<p>ありがとうございました。他にございますでしょうか。 質問がないようですので、見沼田圃政策推進課職員の退室を求めます。本日はありがとうございました。</p>
—見沼田圃政策推進課退室—		
議	長	<p>それでは採決に入りたいと思います。 議案第109号番号5番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員		— 総 員 賛 成 —
議	長	<p>総員賛成でありますので、許可することに決定いたします。 引き続き審議に入ります。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中 村 委 員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水中学校の南東350～500mに位置する、水田の広がる地域の畑です。 通作距離は3.4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、オリーブの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、春おか広場の西10mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は2mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、新規就農になるため他に耕作地はございません。農機具等については十分ではございませんが、近隣の方より借りることができるということです。 作付計画は、トマト、カブ、キュウリの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>小川委員</p> <p>議長</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立美園中学校の西1.1kmに位置する、畑の広がる地域の畑です。 通作距離は9.4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、サトイモの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小川委員</p> <p>議長</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、さいたま市立病院の北東400mに位置する、田畑の広がる地域の畑です。 通作距離は2.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、植木、ヤマボウシの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>清水孝洋委員</p> <p>議長</p>	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、大久保浄水場の北東100mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は360mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、野田地区ですので、私から説明をいたします。</p> <p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、①浦和大学の西260m②私立浦和学院高等学校の東130mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は①2.9km②3.7kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、新規就農になりますので他に耕作地はございませんが、農機具等は揃っております。 作付計画は、ダイコン、トマト、サツマイモの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号8番、野田地区ですので、私から説明をいたします。</p>

	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、浦和大学の南430mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は9.8kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、クリの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号9番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。</p>
横山委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立野田小学校の①北西350mに位置する水田の広がる地域の田②北西320mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は①820m②730mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、ジャガイモの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の南東①500m②100mに位置する、水田の広がる地域の現況田です。 通作距離は2.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の南870mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ハクサイの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>小林委員</p>	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の南1kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の南1kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の南1kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の北東320m～1.1kmに位置する、田畑の広がる地域の現況田畑です。 通作距離は870m～2.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、クワイ、コマツナの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>

小林委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城南中学校の北東1.3kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は6.5kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、家庭菜園の延長で農業をやりたいとのことで他にの耕作地はございませんが、農機具等も揃っております。 作付計画は、トマト、ネギ、ホウレンソウの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北850mに位置する、水田の広がる地域の現況田です。 通作距離は130mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号18番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県立岩槻北稜高等学校の北東630mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモ、ダイコンの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>以上、議案第109号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号2番、番号16番について伺います。家庭菜園レベルでやりたいとのことですが、下限面積撤廃になったということで、面積的な要件については問題ないと思うのですが、この方は作物について自家消費で販売予定はないとのこと。これは農家とは言えないと思いますが、このような場合であっても農地を買うことができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回農地の所有が0㎡の譲受人の方の申請が3件ございました。西形委員のおっしゃる通り令和5年度より農地を所有していなくても農地法第3条の申請をすることが可能になっております。ただ、それ以外の要件については引き続き変わっておりますので、その部分を審議いただくこととなります。 番号2番については、申請地が自宅のすぐ隣にあり、この面積であれば所有している農機具で問題ないとのことで審議いただいております。 その他の2件につきましても、許可要件に照らし合わせて問題ないとのことで審議いただいております。</p>

西形委員	たしかに、隣地の農地で面積も小さいので耕作するにあたって現実的に問題ないとは思いますが、新規就農扱いになるとのことで、農家として認められたということになるのでしょうか。
事務局	令和5年度より下限面積要件が撤廃されたということで、従来の農家というイメージと4月以降の農家のイメージが変わってきていると思われます。農地法3条では農地を管理できる人が管理しなさいといった意味合いが強くなってきているのが現状です。したがって今回の案件のように取得する面積が小さい場合は自家消費のみという案件も出てくると考えられます。審議にあたっては規模に応じて判断する必要性が出てくると考えられます。
小林委員	私自身も以前と農家の定義が変わってきていると感じております。今回のように営農ではなく農業体験をしつつ農地を管理していくということも出てきておりますので、今までの考え方だと整理ができないというところもございます。
西形委員	農地所有適格法人でさえ様々な要件がある中で、今後の審議では家庭菜園のような目的であっても問題ないという認識でよろしいでしょうか。
事務局	当然、面積や耕作能力等については従来通り審議いただくことになります。ただ、家庭菜園だから一律に断るといったことはできないので、規模に応じて判断いただければと思います。
議長	番号3番について伺います。譲受人について所有農地が多くありますが、すべて適正に管理されているのでしょうか。
事務局	世帯で多くの農地を面積所有していますが市内の農地については適正に管理されていることを確認しておりますし、市外の農地については、適正に管理されていることを各農業委員会に確認しております。
議長	大崎地区で親族が経営している法人が農地法違反をしておりますが、それは今回についても不問となるのでしょうか。
事務局	今回の3条申請については、法人と個人とは別人格になりますので不問となります。
議長	番号15番について伺います。今回の申請地の中に雑種地の筆があるかと思うのですが、どういう理由なのか説明をお願いいたします。
事務局	農地法は現況主義となっており、登記地目が雑種地であっても、現況が田となっておりますので所有権移転にあたっては農地法の許可が必要となります。 ありがとうございました。他にございますでしょうか。質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
各委員	番号5番を除く議案第109号について、賛成の方の挙手を求めます。、賛成の委員の方、挙手を求めます。 — 総員賛成 —
議長	総員賛成であります。番号5番を除く議案第109号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第110号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中 村 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立大宮南高等学校の北西720mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、河合地区、関根委員議案説明をいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立城北中学校の北350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣事業所に通勤する人達からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第110号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第110号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第110号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	次の議案の審議に進む前に事務局より発言をどうぞ。
事	務	ただいま、傍聴希望者が1名いらっしゃいました。入室を認めてもよろしいでしょうか。
議	長	傍聴人の入室を認めます。
		—傍聴人入室—
議	長	続きまして、議案第111号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。
		番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。
中	村	番号1番についてご説明いたします。
委	員	申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
		農振法は農用地区域外です。
		申請地は、植水公民館の南西190mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
		転用目的は駐車場です。
		申請理由は、現在、市内で業務用品及び一般食品の卸、並びに小売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地を新たに駐車場として利用するためです。
		その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
		周辺農地へは、影響はありません。
		以上、ご審議のほどお願いします。
議	長	ありがとうございました。
		続きまして、番号2番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。
金	子	番号2番についてご説明いたします。
委	員	申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
		農振法は農用地区域外です。
		申請地は、市立馬宮保育園の東40mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
		転用目的は自己用住宅及び道路後退敷です。
		申請理由は、現在、市内に居住しているが、手狭であることから、義父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
		その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
		周辺農地へは、影響はありません。
		以上、ご審議のほどお願いします。
議	長	ありがとうございました。
		続きまして、番号3番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。

長 島 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、春おか広場の西に位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存の資材置場等が手狭になったので、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、七里地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、七里コミュニティーセンターの南西250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は放課後児童クラブです。 申請理由は、申請法人の理事が近隣で運営する保育園と連携して、児童福祉法に基づく放課後児童クラブを開設したいためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、さいたま市立病院の北西1.0kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画は①②③レタス、ブロッコリー、ネギ④ジャガイモ、ヤツガシラ、ネギです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、土合地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清 水 孝 洋 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立浦和工業高校の南東200mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存駐車場の立ち退きを求められていることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。</p>
小 泉 委 員		<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の南2.9kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小 林 委 員		<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域内の農業用施設用地です。 申請地は、市立新和小学校の南東2.1kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は農業用倉庫です。 申請理由は、現在、市内及び市外にて農地を所有し農業を営んでいるが、収穫した農作物の貯蔵及び出荷のための作業スペースを確保することでより効率的な農業経営を行うためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小 林 委 員		<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立新和小学校の南東2.0kmに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はネギです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>富田委員</p> <p>議長</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東790mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はコマツナです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>富田委員</p> <p>議長</p>	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の東790mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はコマツナです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>井原委員</p> <p>議長</p>	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の北西810mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市外で運送業を営んでいるが、現在借りている複数の駐車場を返却し、利便性が高い申請地に集約することで業務効率の向上が見込めるためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>井原委員</p>	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の北西310mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが手狭であることから、義父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立西原中学校の北200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で解体工事業を営んでいるが、現在借りている既存の資材置場及び駐車場の返却を求められていることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立河合中学校の北西730mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、以前に祖母が住んでいた住宅に居住しているが、実家にいる兄がそこを継ぐことになったことから、父所有の隣地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立西原中学校の北西370mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場です。 申請理由は、現在、市内で造園業を営んでいるが既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>

中山委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西440mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、県内で建築工事業を営んでいるが、既存資材置場及び駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号8番について伺います。議案書の農振法の部分の記載について、用途変更した結果、農業用施設用地になっているという認識でよろしいでしょうか。 また、岩槻区では親族が代表を務める複数の業者が農地改良を施工していると思いますが、完了状況を教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>番号8番につきましては、おっしゃる通り以前農振農用地だった農地を今回の計画に合わせて除外ではなく用途変更という手続きをしたものでございます。 また、この関連の業者は岩槻区に限らず他の地区においても農地改良の施行をしておりますが、大幅に完了が遅れるというケースはなく、施工を完了しております。</p>
井原委員	<p>番号13番と番号16番について周辺農地への被害防除の記載が木柵と板柵となっていますが、この記載方法の違いについて教えていただけますでしょうか。 また、番号13番については私の担当地区でございますので代理人に被害防除について尋ねたところ、将来的には木柵からコンクリートブロックに変更する旨を確認しておりますが、番号16番に関して周辺農地への影響について教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、用語については事務局で使い分けているものではなく、申請者が計画図に記載してきたものをそのまま記載しております。 また、木柵等の被害防除の強度についてですが、規模や周辺の土地の状況も様々であることから一律で強度の高いものを求めることはしておりませんが、以前から委員の皆様からご意見をいただいていることを踏まえて、代理人に対してその旨伝えるとともに、転用後も周辺農地への影響がないように確認することや状況に応じて強度の高いものに変更することなど周辺農地への影響がないように求めています。</p>
議長	<p>番号10番と番号11番について伺います。これらは関連会社による農地改良の施工だと思いますが、この地域では2社ではなく4社ほどが農地改良を申請し施工していると記憶していますが、このように会社を使い分けて農地改良をすることになるのは、さいたま市独自で定めた農地改良の要綱に申請面積の上限があるからだと思います。一律に面積制限を課すのではなく、この地域のように一団の農地を農地改良する場合は個別に対応するなど、要綱の見直しも必要なのではないかと考えます。 また、農家としてもある程度まとめて施工してもらったほうが後に耕作しやすいということもあるかと思います。 岩槻区の会長職務代理者である本田委員いかがでしょうか。</p>
本田委員	<p>確かに細かく分けるよりも一体で施工したほうが良いとは考えます。変更するとしても慎重な判断が必要だと思います。</p>
議長	<p>事務局にも伺います。県内の他の自治体の状況も含めいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>ただいま話のありました面積については、法律ではなく要綱に基づくものでございます。何かあった時に面積が広いと取り返しがつかないといった懸念があり、制限を設けているものです。農家の立場からすると、細かく分けると時間がかかるため一度にやって欲しいというようなご意見もあるとのことですが、市内で実績のない業者が新規で大規模な農地改良をやることへの懸念もありますので、バランスを取りつつ今後委員のみなさまにも考えていただければと存じます。</p>
議長	<p>その他に何かございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第111号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第111号について、許可することに決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第112号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号21番及び22番を審議します。この案件は、私の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、審議終了まで退室いたします。当案件の議事進行については本田会長職務代理者をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—浅子委員退席—</p>
本田会長職務代理者		番号21番、野田地区、事務局議案説明をお願いいたします。
事務局		<p>番号21番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、ムギ、デントコーンです。</p> <p>申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号22番、野田地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号22番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、サツマイモです。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議	長	<p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第112号番号21番及び22番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でありますので、決定いたします。</p> <p>それでは、浅子委員の入室を求めます。</p>

—浅子委員入室—

議	長	引き続き議案審議に入ります。 番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。
中	村 委 員	番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5 kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きまして番号2番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。
菅	間 委 員	番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、イタリアンライグラスです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.2 kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きまして番号3番、大砂土地区、長島委員議案説明をお願いいたします。
長	島 委 員	番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定20年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外に耕作している農地はございません。 作付計画は、イチゴです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は4.1 kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号4番、七里地区、事務局議案説明をお願いいたします。

<p>事務局</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ブロッコリーです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は710mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号5番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小川委員</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号6番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小川委員</p>	<p>番号6番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号7番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>

小川委員	<p>番号7番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号8番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、花卉です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は11.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号9番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号10番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号11番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>

西形委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号12番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ニンジン、ダイコンです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号13番、木崎地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号14番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号15番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>

西形委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号16番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.0kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号17番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号18番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号18番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外に耕作している農地はございません。 作付計画は、ユーカーリ、ケイトウです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は6.2kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号19番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員		<p>番号19番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号20番、尾間木地区、榎本委員議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員		<p>番号20番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモ、茶ノ木、ナッツです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は24.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号23番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号23番についてご説明いたします。 賃借権の再設定8年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は710mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号24番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>関根委員</p>	<p>番号24番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は790mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号25番、河合地区、関根委員議案説明をお願ひいたします。</p>
<p>関根委員</p>	<p>番号25番についてご説明いたします。 賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外に耕作している農地はございません。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号26番、河合地区、関根委員議案説明をお願ひいたします。</p>
<p>関根委員</p>	<p>番号26番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号27番、河合地区、関根委員議案説明をお願ひいたします。</p>

<p>関根委員</p>	<p>番号27番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は800mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号21番及び22番を除く議案第112号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総員賛成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成ですので、番号21番及び22番を除く議案第112号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	<p>長 続きまして、議案第113号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番の案件は、西形委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、西形委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—西形委員退席—</p>
議	<p>長 番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の番号1番をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第113号番号1番の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成でございますので、議案第113号番号1番の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p>それでは、西形委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—西形委員入室—</p>
議	<p>長 引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番を除く議案第113号につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、番号1番を除く議案第113号について、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号1番を除く議案第113号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成でございますので、番号1番を除く議案第113号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長 続きまして、議案第114号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。
議	<p>長 番号1番から番号19番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第114号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委員
議	<p>長 総員賛成でございますので、議案第114号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第115号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号4番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第115号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第115号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 事 局	<p>長 続きまして、議案第116号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
議 事 局	<p>この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第112号番号9番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、借受人に対して、使用賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第112号番号10番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号3の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第112号番号11番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>番号4の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、譲受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第112号番号14番及び15番、17番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p>
議 事 局	<p>長 ありがとうございます。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号1番について伺います。譲受人の通作距離がかなり遠いと思いますが、近隣に拠点を設けている等の状況が分かれば教えていただけますでしょうか。</p>
議 事 局	<p>譲受人が今回借りる農地の近くにご実家があり、そこを拠点にするとのこと。また農機具等も実家にあるものを使用とのこと。</p>

議	長 ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第116号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長 総員賛成でございます。 議案第116号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第117号、農地利用集積計画の決定及び農地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>馬宮地区の案件のうち番号12番を先に審議します。番号12番は金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、金子委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員退席—</p>
議	長	番号12番について事務局議案説明をお願いいたします。
事	務	事務局
		<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>農地利用集積計画の決定及び農地利用集積等促進計画（案）に対する意見（馬宮地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議	長	<p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第117号馬宮地区の案件のうち番号12番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各	委	員
		— 総 員 賛 成 —
議	長	<p>総員賛成でありますので、議案第117号馬宮地区の案件のうち番号12番について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> <p>それでは、金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員入室—</p>
議	長	<p>引き続き審議に入ります。</p> <p>番号12番を除く馬宮地区の案件の案件について事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	局
		<p>番号12番を除く馬宮地区の案件の案件について事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>総筆数41筆、面積28,746㎡について埼玉県農林公社への農地中間管理権を設定する農地利用集積計画の決定及び埼玉県農林公社より譲受人9名に対する農地利用集積等促進計画（案）に対する意見について農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、さいたま中央地区の案件について事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>さいたま中央地区の案件の案件について事務局より説明をさせていただきます。 総筆数119筆、面積94,002㎡について埼玉県農林公社への農地中間管理権を設定する農地利用集積計画の決定及び埼玉県農林公社より譲受人12名に対する農地利用集積等促進計画（案）に対する意見について農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 議案第117号番号12番を除く馬宮地区及びさいたま中央地区の案件について、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>表の中で譲渡人の欄が空欄になっている理由と自分の農地を借り受ける場合と他の人の農地を借り受ける場合で期間をあえて変えている理由を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>表の中で譲渡人の欄が空欄になっている理由は、以前に中間管理機構を通して他のに転貸をし耕作してもらっていた農地が何らかの理由で転貸先の耕作の方が耕作できなくなり、新たに転貸先を探している案件になります。期間については、当初の転貸の期間の残りが記載されているため、他のものより期間が短くなっております。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第117号番号12番を除く馬宮地区及び議案第117号さいたま中央地区の案件について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p> <p>総員賛成でありますので、議案第117号番号12番を除く馬宮地区及び議案第117号さいたま中央地区の案件について本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和6年2月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 買受適格証明願（市街化区域の農地転用）でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。 農地法第5条許可の取消についてでございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他のところで菅間委員より能登半島地震の義援金について報告をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>先日おひとり2000円をいただきまして、一括してさいたま市農業委員会から全国農業会議所義援金口座に振り込みをしましたことを報告させていただきます。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 本田会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和6年3月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>
議 長	<p>傍聴人の方は退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 傍聴人退室 —</p>